

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、滋賀県未来投資総合補助金事務局（長）が必要な場合には、滋賀県警察本部等に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。
- 3 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業およびそれらに類似する業種、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていません。
- 4 特定の宗教・政治団体と関わっていません。
- 5 申請内容に虚偽の内容はありません。また、滋賀県未来投資総合補助金（第1弾）においても、虚偽申請や不正受給は行っていません。
- 6 上記5に違反した個人事業者が、代表者として経営または実質的に支配する法人（該当する者が法人の場合、その代表者、もしくはその代表者が経営また実質的に支配する他の法人）ではありません。
- 7 補助金交付申請書の記載事項および関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。
- 8 その他、本補助金の交付にあたり滋賀県未来投資総合補助金事務局（長）が必要と認める書類の提出を求められた場合には速やかに提出します。また、事務局が現地調査を行う場合は、事務局の調査に真摯に対応します。
- 9 同一の事業内容で、県、国または市町等の他の補助金、助成金等の交付を受けていません。または、受けることが決定していません。

令和7年5月12日

滋賀県未来投資総合補助金事務局（長）あて
〔事務所所在地〕

滋賀県●●市●●●●●-●-●

〔法人名、屋号〕

●●株式会社

〔代表者名〕

滋賀 太郎

〔代表者名ふりがな〕

シガ タロウ